

令和7年度 別府市共生社会形成プラン

No	条項	条文	分類	中長期方針	計画	自己 評価	外部 評価		担当課①	担当課②
1	第9条第1項	市は、市民及び事業者が障害に対する理解を深めるよう啓発その他必要な施策を講ずるものとする。	相互理解の促進	市民に対して障がい理解を深めるための啓発活動を行う。	デジタル・アナログ両方で研修可能なことを周知し、依頼があれば実施する。	B	当事者	B	障害福祉課	
2	第9条第2項	市は、障害のある人に対する支援を適切に行うため、全ての職員が合理的配慮の必要性を理解するよう研修その他必要な施策を講ずるものとする。	相互理解の促進	職員の障がい理解を深めるため職員研修を実施する。	新採用職員並びに研修未受講の職員を中心にで研修や啓発活動を実施する。	B	地域移行	B	障害福祉課	
3	第9条第3項	市は、義務教育において、児童及び生徒が障害に対する理解を深めるよう障害に関する教育を教育課程に位置付けるとともに、児童及び生徒に対して、当該教育を行うものとする。	相互理解の促進	教育課程の中で障がいに関する教育を行う。	障がいへの理解を深めるために、関係機関や施設等と連携し、交流や体験を取り入れた学習活動を一層推進する。	B	地域移行	A	学校教育課	
4	第10条第1項	市及び事業者は、障害のある人及びその家族の人権に配慮し、障害のある人が地域で自立した生活を営むに当たって必要とする支援及びその情報提供を行うよう努めるものとする。	自立生活支援及びその情報提供	既存の支援制度の改善点を特定し、支援体制を充実させ、かつ様々な障がいのある人が受け取りやすい情報提供を行う。	支援制度の改正が行われた際、可能な限りの手段で情報提供に努める。	B	子ども支援	B	障害福祉課	
5	第10条第2項	市は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、事業者との連携を図り、相談者を円滑に各種相談窓口へつなぐための体制並びに障害のある人及びその家族を含め同じ課題を解決するためお互いを支え合う仕組みを備えた総合的な相談体制を整備するよう努めるものとする。	相談支援体制の整備	相談支援体制強化に必要な整備を行う。	別府市障害者自立支援協議会等を通じて、関係者間の連携強化を図り、地域生活支援拠点等整備と合わせてネットワーク強化に努める。	B	相談支援	B	障害福祉課	
6	第10条第3項	市及び事業者は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、これらの事務を担当する者の専門知識及び職業倫理の向上に努めるものとする。	専門知識・職業倫理の向上	障がい福祉に携わる職員の能力を向上させる。	地域生活支援拠点等整備と合わせて、障がい者の虐待防止や医療的ケア児等に関する専門的な研修を実施する。	B	相談支援	B	障害福祉課	
7	第10条第4項	市は、情報を取得又は利用することが困難な障害のある人に対して、情報を取得又は利用しやすくなるための機器の活用の促進及び障害の特性に配慮した情報の提供を行うよう努めるものとする。	情報機器活用、情報提供	情報機器活用を促進し、及び障がいの特性に配慮した情報提供を行う。	地域生活支援事業で電子申請対応可能な事業を増やし、実施後可能な限りの手段で周知する。	B	当事者	B	障害福祉課	
8	第10条第5項	市及び事業者は、障害のある人及びその家族の求めに応じ、重度の障害があっても安心して自立した生活を営むことができるよう必要な施策を講じるとともに、障害福祉サービス、障害のある人を支援する者その他の障害のある人にとって必要とされる社会資源の充実に努めるものとする。	社会資源の充実	社会資源を充実させる。	障害者自立支援協議会を通じて、関係者間の連携強化、人材育成等を行うことでソフト面の社会資源充実に図る。	B	子ども支援	B	障害福祉課	
9	第11条第1項	市は、道路の整備に当たって、障害のある人の通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとする。	道路整備	道路の新設・改修及び維持・補修を行う。	・道路整備にあたっては、歩道の幾何構造基準(幅員・横断勾配・舗装構成など)に基づきながら、障がいがある人に配慮した設計・施工に努めていきます。・維持補修工事にあたっては、障がいのある人をはじめ、高齢者や妊産婦、子ども連れの方など、段差等にとくに不便を感じる方から広く意見をいただき、多くの市民が利用しやすくなるよう整備に努めていきます。	B	当事者	B	都市整備課	

令和7年度 別府市共生社会形成プラン

No	条項	条文	分類	中長期方針	計画	自己 評価	外部 評価		担当課①	担当課②
10	第11条第2項	市は、市営住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住戸を確保するよう努めるとともに、民間共同住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住宅の整備が促進されるよう支援に努めるものとする。	住宅確保	計画的に段差の解消を進める。	(施設整備課)市営住宅の段差解消工事等を行う。 (障害福祉課)令和6年2月に「別府市第1回居住支援ネットワーク会議」が開催され、関連機関(不動産会社、社協、基幹相談支援センター、大学関係者等)を交えての協議を開始した。令和6年度においても引き続き連携体制の整備を進める。	B	地域 移行	A	施設整備課	障害福祉課
11	第11条第3項	市は、障害のある人の民間住宅の賃借を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる保証人制度の整備に努めるものとする。	保証人制度の整備	民間住宅を賃借する際の保証人制度に関する支援策を実施する。	居住支援に関する協議会の設立に向け関係機関との連携構築に努める。	C	地域 移行	B	障害福祉課	
12	第11条第4項	市及び事業者は、公共的施設において、障害のある人にとって必要とされる設備の確保に努めるものとする。	公共的施設の設備の確保	障がいのある人にとって配慮が必要な箇所を特定し、改善する。	別府市障害者自立支援協議会の意見や市ホームページの意見募集等を通じて、今後の施設整備の参考となる情報を関係課等と共有する。	C	当事者	C	障害福祉課	
13	第11条第5項	市及び事業者は、障害のある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる体制の整備及び研修の実施に努めるものとする。	公共交通機関の利用の円滑化	交通事業者が障がいのある人の利便に資するような輸送サービスに改善できるような環境づくり等を行う。	別府市公共交通活性化協議会において、障がい者福祉団体代表委員等から交通弱者のニーズ把握に努め、交通事業者との共通理解を図る。令和6年度に市で導入した福祉車両の利用率を上げるため広報に努める。福祉担当課と連携・情報共有しながら取り組む。	A	就労 支援	A	政策企画課	
14	第12条第1項	市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、防災に関する計画を策定するに当たっては、障害のある人にとって必要とされる配慮に努めるものとする。	防災に関する計画	全ての障がいのある人やその家族が、日常かかわりのある福祉関係者や防災担当などとともに個別の防災計画を作成し、備えることができる。	(防災危機管理課)相談支援事業所と連携し、避難行動要支援者一人ひとりの心身の状況、ハザードの状況、人的環境に合わせた個別避難計画の作成を進めて行く。 (障害福祉課)防災危機管理課による個別避難計画作成にあたり、障害福祉課が「連絡係」になるのではなく、障がい福祉関係機関等の協力を得るなどして防災危機管理課・障害福祉課・関係機関が連携できるよう協議を進めていく。	B	相談 支援	B	防災危機管理課	障害福祉課
15	第12条第2項	市は、障害のある人及びその家族が災害時に被る被害を最小限にとどめるため、災害が生じた際に障害のある人にとって必要とされる援護の内容を具体的に定め、その整備を継続的に行うよう努めるものとする。	減災の仕組みづくり	全ての障がいのある人やその家族が、安心して安全に暮らし続けられるために必要な整備を行う(必要なことを具体的に可視化する)	(政策企画課)アクションプラン(災害時の安否確認や多様な団体参画のネットワーク構築)作成に向けての研修や連携会議の開催 (障害福祉課)障がい福祉ガイドブックに合冊する「防災啓発マニュアル」を継続する。市ホームページの掲載内容を更新するので確認していただきたい。今後も可能な限り福祉避難所協定締結施設を開拓する。	B	相談 支援	B	政策企画課	障害福祉課

令和7年度 別府市共生社会形成プラン

No	条項	条文	分類	中長期方針	計画	自己 評価	外部 評価		担当課①	担当課②
16	第13条第1項	市及び事業者は、障害のある人にとって必要とされる雇用及び就労に関する環境を整備するよう努めるものとする。	雇用・就労の環境整備	採用試験における合理的配慮を推進するとともに、職場のユニバーサルデザイン化その他就労環境の整備を進める。	法定雇用率以上の雇用を継続するため、多角的な広報を行うとともに、障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合、その都度対応するものとする。また、試験案内に配慮の例を記載し、配慮を求めたことにより不利益になることはない旨の表記をするなど、配慮が必要な人が申しやすい環境づくりに努めたい。	B	就労支援	A	職員課	
17	第13条第2項	市は、障害のある人の希望と適性に応じ、障害のある人が一般就労又は福祉的就労を行えるよう、行政、企業、福祉、医療その他の関係者による支援体制を広げるよう努めるものとする。	就労へ向けての支援体制づくり	支援体制を構築するため、雇用・就労ネットワークを構築するものとする。	各制度周知や就労支援機関との連携を図っていく。	B	就労支援	B	障害福祉課	
18	第13条第3項	市は、障害のある人の就労を推進するため、障害の適性に応じた雇用の創出の促進に努めるものとする。	雇用創出の促進	障がいのある人の民間での雇用を促進するとともに、市役所での雇用の場の確保を検討する。	(職員課)引き続き雇用の場の確保を検討し、採用に向けて取組む。 (障害福祉課)障害者の就労・雇用について支援制度を周知していく。	B	就労支援	B	職員課	障害福祉課
19	第14条第1項	市は、障害のある人及びその家族が安心して医療を受けられるよう、福祉、保健、医療、自治委員、民生委員、児童委員その他の関係者と連携し、障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深め、支援に努めるものとする。	医療に関する支援	医療分野での合理的配慮を推進するための施策を講ずる。	医療的ケア児等のサポート体制について、各関係機関と連携を図り、支援体制の充足を図る。	B	地域移行	B	障害福祉課	
20	第14条第2項	市は、障害のある人及びその家族に緊急を要する事態が発生した場合の対応を確立するよう努めるものとする。	緊急事態の際の対応の確立	緊急事態の際の対応の確立	緊急時の対応について、地域生活支援拠点整備と合わせて、基幹相談支援センターや自立支援協議会と連携し、整備していく。	A	相談支援	A	障害福祉課	
21	第14条第3項	市は、障害のある人の保健事業又は医療支援の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる制度の整備を行うよう努めるものとする。	保健事業・医療支援の利用円滑化	健康教室・健康診断については、障がいのある人にどのような配慮が必要か検討し、実施する。重度心身障害者医療費助成制度については、今後も円滑な対応や処理ができるよう業務遂行する。	(健康推進課) 保健事業(健康教室、健康診断等)については、障害のある方への対応方法を関係機関と検討し、市報等でわかりやすく広報する。 (障害福祉課) 市役所まで足を運ばなくても、出張所や電話、郵送で対応できることを周知する。	B	地域移行	A	健康推進課	障害福祉課

令和7年度 別府市共生社会形成プラン

No	条項	条文	分類	中長期方針	計画	自己 評価	外部 評価		担当課①	担当課②
22	第15条第1項	市は、小学校就学前の障害のある人に対し、共に生き、共に育ち合うことを基本とし、他の子どもとともに保育及び教育を実施するよう努めるものとする。	統合保育・統合教育の実施	個々の職員の障がいのある人への対応スキルを向上し、組織としても支援体制を整える。	(子育て支援課)要支援児の入所を積極的に行うなかで、「職員訪問支援」を実施して一人一人の児に応じた支援を行う。また、医療的ケア児の受入についても職員のスキルアップを図り、支援体制を整備する。 (学校教育課)幼稚園、小・中学校に特別支援教育支援員50人を派遣し、特別な支援を必要とする園児児童生徒に対して、一人一人に応じたきめ細やかな支援を行う。また支援員を対象とした研修会を開催する。	A	子ども支援	B	子育て支援課	学校教育課
23	第15条第2項	市は、子どもたちに、障害についての正しい知識を提供するとともに、障害のある人に対する差別又はいじめを根絶するため、教職員に対し、障害に対する理解並びに障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深めるために必要な研修の実施に努めるものとする。	教職員への研修実施	各教職員が障がいに対する理解を持つことができるよう研修等の場を十分に提供する。	障がいのある園児児童生徒の理解や学校(園)内及び関係機関と連携した支援等について、各種研修を実施する。	B	子ども支援	B	学校教育課	
24	第15条第3項	市は、特別支援学校と小学校、中学校等との連携及び調整を推進するよう努めるものとする。	学校間の連携及び調整の推進	市特別支援連携協議会を開催し、連携を推進するとともに、その他連携推進に必要な仕組みを検討・実施する。	別府市特別支援連携協議会を開催する。	B	子ども支援	B	学校教育課	
25	第16条	市は、障害のある人が芸術文化及びスポーツに参加することができるよう障害のある人にとって必要とされる支援体制の整備、指導員の育成及び情報提供を行うよう努めるものとする。	芸術文化及びスポーツに関する合理的配慮	芸術文化活動、スポーツ活動の場を提供し、その情報を十分に周知するとともに、指導員の育成支援を行っていく。	(芸術文化)アール・ブリュットの芽ばえ展実行委員会において、前年度の反省点を踏まえた実施計画を策定する。 (スポーツ)ボッチャ、水泳、卓球バレー、健康教室を委託事業として開催し、ニーズ調査に基づき障害のある人の社会参加への推進を図っていく。	B	当事者	B	障害福祉課	
26	第23条	市は、障害のある人を保護する者が死亡その他の事由により当該障害のある人を保護できなくなる場合の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。	親亡き後等の問題の解決	親亡き後等の問題を構成する各課題を解決するための施策を検討し、実行する。	県の事業を活用し、12月の障害者週間に合わせて「親なきあと相談会」を実施。特に支援学校に通う障がい児の保護者への広報手段を検討する。	B	相談支援	B	障害福祉課	